

能登地域の災害から1か月が経過しました。避難中の妊産婦や乳幼児の支援についての新聞記事を見ると、災害時の母子に特化する対応方法や支援体制について、平時から整えておく必要があると感じます。今回は 母子保健技術研修Ⅱ、災害時におけるアレルギー疾患対応等についてです。



..... 令和5年度母子保健技術研修会Ⅱを開催しました.....

- 【内容】講義：母子保健の視点からみるこども家庭センターの設置・役割について
- 講師：公益社団法人母子保健推進会議 会長 佐藤 拓代 氏
- 情報提供：こども家庭センターの設置に向けた3市町村の現状と課題
- 講師：小諸市 春原 美枝氏、箕輪町 鈴木 道代氏、栄村 廣瀬 智佳子氏
- 【参加状況】集合参加 38人 Zoom参加 226人 合計 264人
- (母子保健関係者 173人 児童福祉関係者 91人)

	母子保健関係者	児童福祉関係者
講義(理解度)	4.3	4.1
情報共有(参考度)	4.3	4.1

アンケートに寄せられた質問に、県民文化部 こども・家庭課 児童相談・養育支援室から回答をいただきました。

質問	統括支援員は他の業務との兼任は可能でしょうか。人口5,000人以下の町村では保健師も少なくどのように人員配置等を考えたらよいのでしょうか？
	<p>統括支援員は母子保健機能及び児童福祉機能双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断を行う役割を担う者であり、かつ、こども家庭センターは支援家庭等に係る緊急対応を要する事態も想定されることから、専任が望ましいとされています。また、統括支援員は母子保健と児童福祉に配置される職員との兼務は想定されていません。</p> <p>ただし、地域の事情に応じてセンター長と統括支援員の兼務は可能となっています。よって、保健師1人で母子保健と児童福祉を担っている市町村は、最低2人体制での運営が可能ですが、事案の内容により母子保健と児童福祉が役割分担して対応することも想定されるため、必要な人員配置にご配慮ください。</p> <p>参考：自治体から寄せられた質問への回答（こども家庭庁）</p>

統括支援員について、「こども家庭センターガイドライン(第1章)(案)」から抜粋

- 統括支援員は、母子保健機能・児童福祉機能それぞれから相談を受けた場合には、各機能における対応について**必要な助言を行う**とともに、**合同ケース会議を開催するか判断**を行う。
- 統括支援員は合同ケース会議の進行とファシリテーターを担うことを想定している。
- 合同ケース会議において、統括支援員を中心に**特定妊婦や要保護児童等に該当するかの判断**や、支援方針の検討・決定を行う。
- 合同ケース会議の協議対象と運営（イメージ）

母子保健機能における支援が必要な対象者
で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの

妊産婦やこどものいる家庭に生じる養育上の問題や保護者の心身の不調等により支援が必要と考えられ、特定妊婦や要保護児童等の段階ではないが児童福祉機能との相互の情報共有や両機能で連携した支援が必要であると考えられる家庭 等

児童福祉機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・リスクアセスメントシート※を活用し、合同ケース会議での協議が必要であると考えられる家庭
- ・特定妊婦の可能性が高く、児童福祉機能との協議が必要と考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、児童福祉機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭 / 等

児童福祉機能における支援が必要な対象者
で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの

新規に受理したケースや、要保護児童対策地域協議会による進行管理中及び終結ケース等のうち、母子保健機能との情報共有や一体的な支援が必要であると考えられる家庭 等

母子保健機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・新規で相談に来た家庭のうち、母子保健機能との情報共有が必要と考えられる家庭
- ・緊急に支援を要する家庭であるが、早期に母子保健機能との情報共有が必要であり、一体的な支援が効果的であると考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・明らかに児童福祉機能の判断で要保護児童および要支援、特定妊婦であると判断し、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・要保護児童対策地域協議会での進行管理が終結するケースのうち、母子保健機能への情報提供や継続支援が必要であると考えられる家庭 / 等



合同ケース会議の運営方法や協議事項

- ・統括支援員、母子保健機能の職員（保健師等）、児童福祉機能の職員（こども家庭支援員）等が出席する
- ・各機能のアセスメント情報や、作成中 / 作成したサポートプランを共有し、参加者で一体的に行う支援について役割分担も含めて検討する
- ・全ケースではなく一部（一部）において要保護児童 / 要支援児童 / 特定妊婦に該当するかの判断や当該家庭への支援方針の検討・決定を行う
- ・両機能による支援方針を検討・決定し、具体的に役割を定めつつ、サポートプランの更新などを連携して行う

*令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実践に関する調査研究」にて作成したシート（国立成育医療研究センター）

能登地域の災害があったこの時期に、今一度、アレルギー疾患を持つ方への配慮についてご検討ください。

○過去の災害時に実際に起こったトラブル

食物アレルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・支給された食事が食物アレルギーのため食べられなかった。 ・食物アレルギーの症状が出たが、すぐに病院や医師の診察を受けることができず危険な状態になった。
ぜんそく	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に避難してきたペットが原因でぜんそくの症状が出た。
アトピー性皮膚炎	<ul style="list-style-type: none"> ・水が使えず洗浄できないため、アトピー性皮膚炎が悪化した。 ・避難所ではプライバシーがなく、塗り薬を塗ることに苦労した。

○「そなえるブック」について(アレルギーポータル (<https://allergyportal.jp/>) からダウンロード可)

「そなえるブック」とは、食物アレルギー及びぜんそくについて、備えておきたいことを書き留めるポケットサイズのツールです。

患者自身のアレルギーに関する情報を整理しておくことで、災害などの緊急時にとるべき対応や、周囲の人に伝えるべきことを明確にできる有効な手段の一つです。必要に応じてご活用ください。

アレルギーポータルにはアレルギーに関わる様々な情報が集約されていますのでご覧ください。

2月20日はアレルギーの日、
2月17日～23日はアレルギー週間

日本アレルギー協会はIgE抗体の発見が発表された2月20日を『アレルギーの日』、その前後1週間を『アレルギー週間』と制定しています。



1 災害の備えに大切なこと

食物アレルギーの正しい診断を受ける

自分のアレルギーを伝える

自分のアレルギーを伝える

自分のアレルギーを伝える

2 自分の非常持ち出しバッグ

持ち出すものを考える

いつも持っている薬・いつも食べているおやつや飲み物も忘れずに。

3 食べ物をもらったらどうする?

自分が確認することを書く

大切なことは大きな声ではっきりと伝えよう。

4 事前に調べよう・決めよう

家族が集まる避難場所

学校・会社から自宅までの距離・時間

家族の連絡先



市町村からの
お問い合わせ

県医師会等と契約している乳児一般健康診査受診票を、母子保健医療対策総合支援事業の1か月児健康診査に充てることはできますか。

乳児一般健康診査実施要項	
実施対象者	おおむね生後3か月から11か月まで
問診票	受診票のみで実施
実施項目	問診 身体計測及び診察 育児栄養指導・支援 尿化学検査及び血液検査(ただし、尿化学検査及び血液検査は、医師が要と認めた場合に限る)



母子保健医療対策総合支援事業の実施要綱 (別紙 1か月児及び5歳児健康診査支援事業)
出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児
別に示されている問診票及び健康診査票を参考
①身体発育状況 ②栄養状態 ③疾病及び異常の有無
④新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
⑤ビタミンK ₂ 投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
⑥育児上問題となる事項

乳児一般健康診査については、長野県医師会、長野県市長会、長野県町村会、長野県国民健康保険団体連合会、長野県市町村自治振興組合(※)により、乳児一般健康診査実施要項が定められています。

現在実施されている乳児一般健康診査事業と、母子保健医療対策総合支援事業における1か月児健康診査では実施内容等が違います。

乳児一般健康診査実施要項の見直しについては、上記の関係者(※)にご相談をお願いします。

-----***-----**-----*-----**-----***-----

お読みいただいたご感想・ご意見をお寄せください。お待ちしております。



担当圏域	母子保健推進員	連絡先
佐久・上小・飯伊・長野・北信	小山	長野県庁 保健・疾病対策課 026-235-7141(直通電話)
諏訪・上伊那・木曾・松本・大北	嶋田	